

消費者庁製品事故情報検討会

及び

消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会

令和2年度第3回合同会議

議事要旨

1. 日時 令和2年12月16日（水）10：00～12：00
2. 場所 経済産業省別館2階227会議室
3. 出席者
(消費者庁製品事故情報検討会)
越山議長、飯野委員、小坂委員、横矢委員
(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会)
升田議長代理、青柳委員、伊藤委員、河津委員、倉貫委員、佐々木委員、関委員、田辺委員、新倉委員、唯根委員
(事務局)
消費者庁
片岡審議官、鮎澤消費者安全課長、加藤消費者安全課課長補佐、鈴木消費者安全課政策企画専門官
経済産業省
後藤大臣官房審議官、古田製品事故対策室長、関根製品事故対策室室長補佐
(注) 合同会議の庶務は、消費者庁と経済産業省が合同で行う。
4. 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 報告事項
重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について
 - イ 審議事項
 - 1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について
 - 2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

(3) 閉会

5. 議事概要

・事務局より、資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。

ア 重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について

・資料3に沿って、項目ごとに消費者庁より説明。

委員から意見等はなかった。

イー1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

・資料4- (1) 及び資料4- (2) に沿って、案件ごとに消費者庁より説明。

委員から意見等はなかった。

イー2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

・資料5- (1)、資料5- (2) 及び資料5- (3) に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。

・参考資料に沿ってパワーコンディショナの概要についてNITE製品安全センターより説明。

委員

パワーコンディショナについて、機器の設置場所について消費者が選択することは可能か。施工業者が選択されることが多いのではないか。そうした場合、施工業者を中心に注意喚起すべきと考えるがそのあたりの周知状況はどの様になっているのか。

介護ベッドのコードについて、ほかの熱源からの被膜の溶解という説明だったが、介護ベッドが置かれているようなところで、被膜が溶けるような熱源というのはどんなものが想定されるのか。被膜の強度について事業者へ情報提供は可能か。

NITE

施工事業者への注意喚起については、取扱説明書と施工説明書でされている。また、施工事業者から使用者、施主への説明は、それぞれの現場における対応と思われる。

委員

こういう製品について消費者側から設置場所について指示はできないかと思うがいかがか。

経済産業省

事業者に対しては、冒頭事務局から説明があったように資格制度を設けており、業界団体として施工業者をしっかりと教育をしているところ。湿気の多いところへの設置はしてはいけないという点は、設置事業者も認識していると思われる。なお、恐らく消費者の方がパワーコンディショナをあまり見えるところに設置したくない事情などもあり、間取りやスペース、見栄えの関係を踏まえて消費者側からの設置場所のリクエストも少なからずあるのではないかと考えている。取り付けられる場所について壁の強度が十分耐えられるか等については設置事業者の判断もあるだろうが、一概に設置事業者のみで判断しているわけではないと考える。

委員

今回の事故が台所と脱衣所とのことだったので、こういうところに取り付けられないでくださいという情報を事前に消費者に提供していただいた上でそこを消費者が選んだとすれば、やはり消費者にも責任は出てくるのかもしれない。そういうところまで設置事業者使用上の注意が必要だということを設置前に消費者に説明した上で消費者が選んだのであれば、安全性の面での情報共有が問題になるのではないかと、事故防止のためには情報共有が必要なのではないかと感じた。

経済産業省

御指摘の点をよく踏まえて、事業者への指導及び消費者自身への注意喚起を行っていく。

経済産業省

介護ベッドの件の「他の熱源」については情報が無い。ただ、一般的には、例えばたばこ等の熱源が考えられる。ただし本事案についてはそのような状況も含めて詳細が不明。

委員

ベビーカーの事故について、事故の発生場所が「歩道と車道間の段差」とあるが、説明を聞いた限りでは、車道上の段差というか車道上のふくらみだと思う。この事故の発生場所の書き方について変えていただければと思う。

経済産業省

御指摘を踏まえて、「車道上の段差」と修正する。

委員

パワーコンディショナの件について洗剤で拭くことがあり得るのか、消費者は通風孔が空いていることを知らなかったのではないかと。濡れたもので拭かない、もしくは洗剤で使用し

て掃除しないなどの注意書きはどちらかに記載があったのか。

NITE

お手入れ時に洗剤は使用しないでくださいという注意喚起が他の製品と同様にこの製品の取扱説明書にも記載されている。

委員

製品本体の注意書きには書いていないのか。

NITE

この製品について本体自体に注意書きに記載があるかは不明。

イー3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

・資料6に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。

委員

一発二錠の機構について、後輪が外れて、前輪のハンドルロックがかかっている状態というのは、どこがうまく作動していないのか。ワイヤの問題か。

経済産業省

後輪をかけた状態で、中のスライダーが下がることによって連動ワイヤが押し出されてロックがかかる機構になっている、後輪を開錠すると連動ワイヤが通常であれば戻るが今は戻らないように中に詰め物をして、中のスライダーが上がらないようにしている。

摺動不良状態というのは、中のスライダーがほこりなどで誤着してサークルロックを開錠したときにうまく上がらないことによってワイヤが戻らないという事象であり、詰め物でその状態を再現している。

委員

では、本事象はタイヤにかかる円弧状のロックが戻ったのにスライダーを押ししていなかったという事象か。

経済産業省

ご指摘のとおり。

経済産業省

スライダーが動いていないというのは、サークルロックを分解すると中にスライダーケースが入っていて、この中のケースがスムーズに動いていれば、後ろを開錠したらスライダーが上がってワイヤが引っ込んでハンドルが開錠される機構だが、これがかんぬきは抜けるが、このスライダーと一緒に動かず、止まっているとワイヤが戻らない事象が発生する。今再現したのは、このスライダーの中に仮にごみ等が詰まっていたとしてケースが止まってしまっていると、ワイヤが引っ込まなくてハンドルが開錠されないままという事象を再現している。

ハンドルの前の機構については、ワイヤが押し出されるとハンドルが施錠するが、ロックレバーが出てきてハンドルの溝にはまってハンドルがロックする。

開錠するときはこのワイヤが戻るので、今の飛び出していたロックレバーが中に戻るので、ハンドルが解放されるという機構。

委員

後輪のロックの中のスライダーは、通常は固定されていないのか。

経済産業省

通常使用では、固定はされていない。

委員

後輪のロックが解除された状態でスライダーを押し下げることが可能であるということか。

経済産業省

自然に下がるということは考えられない。

委員

振動したときに、ロックが外れているのにスライダーが下がることもあるか。

経済産業省

ばねによって、ワイヤが固定されるので、勝手に下がるということはない。

経済産業省

ケースの中では、ばねによって常に開錠しようという力のみ働いているので、それをかんぬきによって閉めているという構造になる。

委員

では、可動部の質量があるが、その慣性でばねが縮められることはないということか。

経済産業省

ない。

委員

一発二錠の問題は2019年6月24日の公表の仕方の内容が非常に悪かった。消費者に誤解を生む公表になっている。

2019年6月24日の公表ではハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドルが操作できなくなり転倒するなどの事故が発生していますと記載がある。

2020年12月20日に更新された内容では「ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です」という記載になっている。更新された内容を見ても、どれが新しく更新された内容なのかというのが分かりにくい。更新されたことは分かっても、消費者はどうすればいいのか混乱すると思われる。

当初の公表の仕方が「ケースが割れたら危ない」と読み取れる内容だったが、更新後は「ケースが割れていなくても危ない」とのことで、一番重要なことはどの自転車を対象なのかということを中心に前面に出していただかないと、本当に分かりにくい。

経済産業省

御指摘のとおり。我々としても、従前の周知ではケースが割れている場合のリスクが非常に強調されていて、消費者もケースが割れていることにまず着目をしてリコールに対する対応を取ることが想定されていたが、同時にハンドルロックの表示窓が黒色ラベルの製品ということで、これは技術世代で言うと第5世代までの全ての車両を指していて、ブリヂストンはこれが全てリコール対象ということは公表していた。

しかし、ケースが割れていることについてかなり大きく表記されていることで、とケースが割れていない場合のリスクについて消費者に正しく伝わらないということを指導し、周知内容を更新したところ。

委員

ロックしたときにハンドルが回らないという機能がそんなに大事なのかというのが気になる。これは今のところ死亡事故は起こっていないが、死亡事故が起こったときに大変なことになると思う。

経済産業省

最後に今回の審議案件の事故案件について、その原因区分の判断根拠について。

まずケースが割れている場合については、他の原因が明らかである場合を除き、基本的に製品起因と判断。

ケースが割れていない場合については、個別の事故案件について判断する場合には、そこに記載の2点が確認された場合に製品起因と判断。

1点目が、使用者のハンドルロックの証言、ないしは恐らくハンドルロックが起きたのだろうということが推定される状況。

2点目が、実際にその事故品の調査をしていく中で、先ほど申し上げていた摺動不良の事象が認められた場合。

資料6について、関連事故が15件ほどある。基本的には今の2点が満たされた場合には製品起因としているので、今回、資料6に載せさせていただいているのは、この2点のどちらかが欠けていることになる。